

結婚新生活を始めるための費用を助成します！

令和 7 年度 湯河原町

結婚新生活支援事業

補助金

申請期間

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

対象となる世帯

令和7年1月1日から
令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で条件を満たす世帯

対象となる費用

- ◆ 新たに住宅を取得した費用
- ◆ 新たに賃借した住居の賃料
(敷金、礼金、共益費、仲介手数料含む)
- ◆ 引越業者等による婚姻に伴う引越費用

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にかかった費用

～問い合わせ先～

湯河原町住民課戸籍住民係

☎0465-63-2111

内線321・322

補助 金額

夫婦共に 29 歳以下

上限

60万

夫婦いずれか 30 歳以上 39 歳以下

上限

30万

申請については事前にご相談ください！ 先着順のため、終了が早くなる可能性があります。

対象となる世帯

**令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に
婚姻届を提出し、受理された新婚世帯のうち、
次のすべての条件を満たす世帯**

- ① 世帯の年間所得額500万円未満の世帯
※貸与型奨学金を返済している場合は、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除できます。
- ② 婚姻日において、夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ③ 対象となる住宅が湯河原町内にあること。
- ④ 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に対象となる住宅を住所とし
転入または転居の届出をしていること。
- ⑤ 町税などの滞納がないこと。
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。
- ⑧ 世帯を構成するものが、暴力団員でないこと。
また、暴力団や暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ⑨ 申請の日から2年以上継続して湯河原町に居住する意図があること。

提出書類

(※印は湯河原町の公簿で確認できる場合は省略可)

- ◆ 補助金交付申請書
- ◆ 婚姻届受理証明書* または 婚姻後の戸籍謄本*
- ◆ 夫婦の所得証明書*
- ◆ 口座が確認できるもの(預金通帳 または キャッシュカード)の写し
- ◆ 【住居費(取得)の場合】売買契約書及び領収書の写し
- ◆ 【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書(夫・妻の氏名明記)及び領収書の写し
- ◆ 【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ◆ 【引越費用の場合】引越業者費用に係る領収書の写し
- ◆ 【貸与型奨学金を返済した場合】返済額がわかる書類の写し